

令和2年5月1日

所 属	行政管理課
所属長	藏元 秀幸
電 話	06-6489-6196

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業等の中止について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、令和2年4月7日から同年5月6日までの間、兵庫県に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態宣言が発令されたことを受けて、感染拡大の防止等の観点から、各課における業務についても優先順位を付し、休止できるものや延期できるものは休止や延期を行っていますが、緊急事態宣言の発令期間の満了後についても、現時点では、今後の見通しが不透明であることから、休止や延期をした事業等を再開できないことも予想されます。

このため、原則として、令和2年7月31日までに実施を予定している事業を中止します。なお、上記の事業にあっても新型コロナウイルスの感染防止に資するものは、中止の対象から除きますが、その場合には、密閉した空間に、人が密集し、密接な距離とならないよう十分に配慮し、創意工夫のうえ実施します。

また、この機会に、事務分担表の災害時業務継続優先度を踏まえ、要請があった場合には部局の内外を問わず、積極的に応援体制を構築するための人員配置ができるよう今後の事務執行についての検討を進めてまいります。

以 上